

スライド 1

医師法 昭和23年施行

医師でない者の医業の禁止

第17条 医師でなければ、医業をなしてはならない。

保健師助産師看護師法 昭和23年施行

第3条

「助産師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じよく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子をいう。

保健師助産師看護師法 昭和23年施行

第30条

助産師でない者は、第3条に規定する業をなしてはならない。ただし、医師法（昭和23年法律第201号）の規定に基づいて行う場合は、この限りではない。

保健師助産師看護師法 昭和23年施行

第37条：医療行為の禁止

保健師、助産師、看護師又は准看護師は、主治の医師又は歯科医師の指示があつた場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、医薬品について指示をし、その他医師又は歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。ただし、臨時応急の手当をし、又は助産師がへその緒を切り、浣腸を施しその他助産師の業務に当然に付随する行為をする場合は、この限りでない。

保健師助産師看護師法 昭和23年施行

第38条：異常妊産婦等の処置禁止

助産師は、妊婦、産婦、褥婦、胎児又は新生児に異常があると認められたときは、医師の診療を求めさせることを要し、自らこれらの者に対して処置をしてはならない。ただし、臨時応急の手当については、この限りではない。

助産師就業者数および就業場所

(全国;平成15年)

就業場所	人数	割合(%)
保健所	216	0.8
市町村	437	1.7
病院	17,684	68.7
診療所	4,534	17.6
助産所	1,601	6.2
社会福祉施設	15	0.1
事業所	12	0.0
看護師等学校養成所等	1,020	4.0
その他	205	0.8
合計	25,724	99.9

看護師等学校養成所卒業者の 就職状況について(全国;平成16年3月)

	病院	診療所	その他	合計
大学	275	2	3	280
助産師学校養成所(注1)	1,033	28	2	1,063
小計	1,308 97.4%	30 2.2%	5 0.4%	1,343 100%

※ 厚生労働省医政局看護課調べ

(注1) 保健師学校養成所、助産師学校養成所には短大専攻科を含む

※ 診療所への就職は僅かに2%である。

分娩取り扱いを中止した施設の推移

(日本産婦人科医会調査:2005年7月)

年	病院	診療所	出生数
平成14年	13	50	1,153,855
15年	25	78	1,123,610
16年	60	103	1,110,721

(有効回答 45支部/47支部)

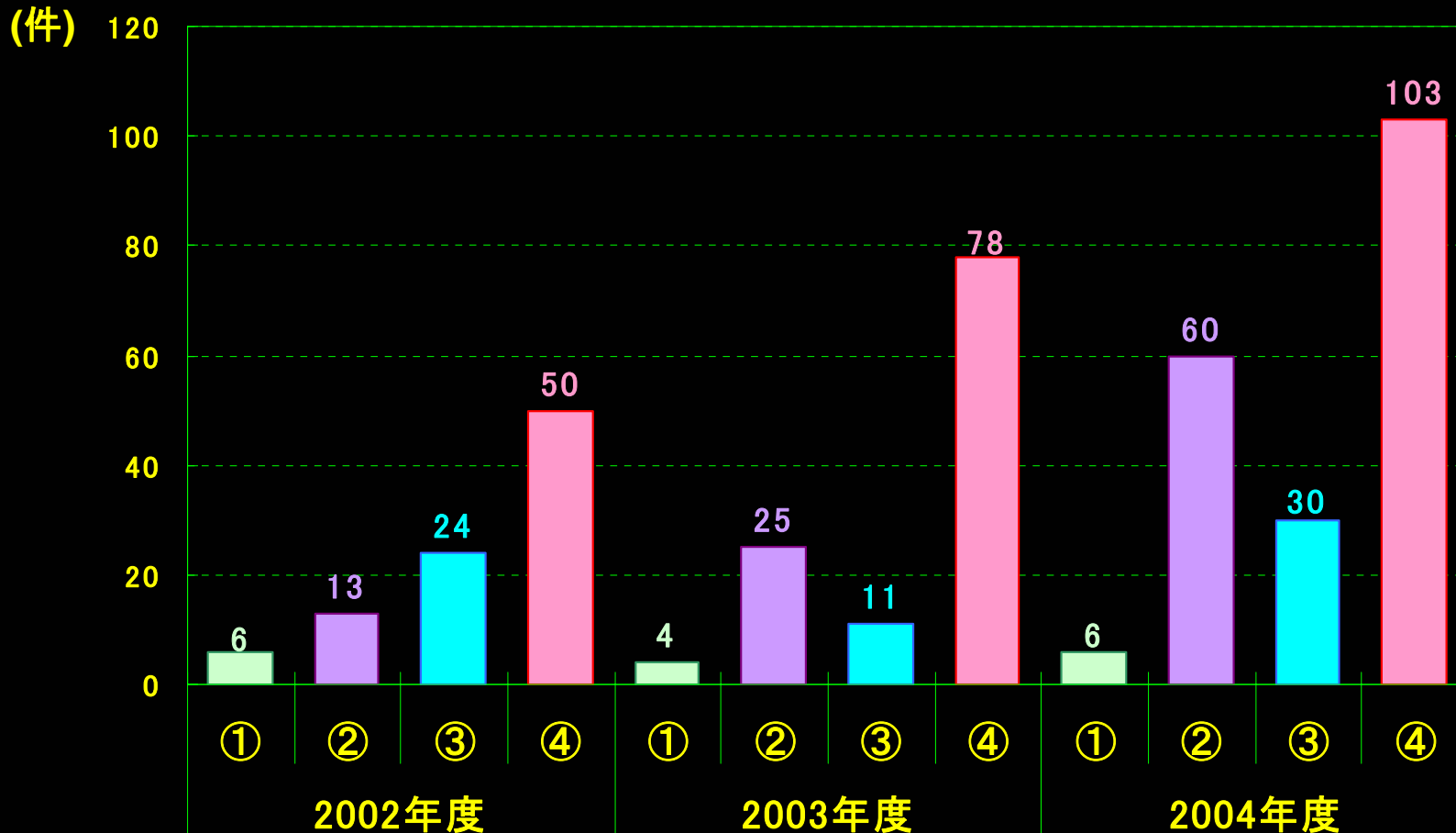
新規開設と分娩取りやめの動向

①新規開設病院

②分娩とりやめ病院

③新規開設診療所

④分娩とりやめ診療所



出典:「分娩取り扱い医療機関の推移」2005年12月15日 日産婦医会支部統計(有効回答45支部)

茨城県の分娩機関数の推移

11年間で出生数11%減少 分娩機関数47%減少

年	病院数	診療所数	助産院数	合計	出生数
平成7年 1995	37	60	4	101	27,517
8	37	58	5	100	
9	36	60	5	101	
10	35	61	6	102	
11	35	59	6	100	
12	37	52	6	95	
13	35	54	6	95	
14	34	53	7	94	27,337
15	34	47	7	88	26,523
16	32	44	7	83	26,751
17(2005)	27	30	4	61	24,513
18	24	26	4	54	

平成14年11月14日に課長通知
看護師による内診の禁止

☆産科診療所の減少

助産師不足、医師の高齢、
後継者不足、医事紛争

平成14年までの減少率： $60-53/7$
 $60-53/60=12\%$ 、 $1.71\%/年$
平成15年以後の減少率： $47-26/3$
 $47-26/47=45\%$ 、 $15\%/年$

さらに減少

☆産科病院の減少

臨床研修制度；産科医の引き上げ
過重労働、低賃金、医事紛争

平成14年までの減少率： $37-34/7$
 $37-34/37=8\%$ 、 $1.14\%/年$
平成15年以後の減少率： $34-24/3$
 $34-24/34=29\%$ 、 $9.7\%/年$

下げ止まり